

公益信託加藤記念老人福祉基金

2022年度 募集要項

本公益信託は、故加藤キク氏の遺言により、1995(平成 7)年1月7日に設立され埼玉県さいたま市における高齢者福祉の諸活動に対する助成を行ない、もって高齢者の福祉の向上を図ることを目的としています。

2022年度は、つぎの要項のとおり募集いたします。

<p>1.助成の対象となる活動</p> <p>助成対象物(過去の助成事例をご参照ください)</p>	<p>助成金給付の対象となる者は、埼玉県さいたま市内において次の諸活動を行なう団体及び個人とします。</p> <p>(1)健康増進、教育文化等、高齢者の生きがいを高めるための諸活動</p> <p>(2)介護等の援護を必要とする在宅高齢者及びその介護者の日常生活上の負担軽減を図るための諸活動</p> <p>(3)施設入所の高齢者の福祉向上を図るための諸活動</p> <p>(4)高齢者の福祉を増進するための先駆的な活動</p> <p><助成対象となる物></p> <p>上記諸活動を継続的に行うため、あるいは同活動を更に活性化するために必要な備品の購入費用等を対象とします。</p> <p><助成の対象とならない物></p> <p>1. 人件費等の運営費や消耗品</p> <p>2. 介護保険の対象となる備品</p> <p>3. 申請内容、助成決定内容と異なる物品</p> <p><留意事項></p> <p>3年連続の助成は行ないませんので、毎年当基金の助成を予定して事業計画をたてる団体(個人)については、十分検討のうえ応募するようお願いいたします。</p> <p>・物品は、選考決定後にご購入ください。</p> <p>・<u>パソコン・印刷機の購入を希望する場合は、高齢者福祉の諸活動に直接使用する活動内容を申請書に明記して下さい。そのうえで、助成の可否を運営委員会で審議・決定します。一般事務のために使用する場合は、助成対象外です</u></p>
<p>2.助成金額</p>	<p>1件100万円以内(総額 500万円程度)</p>
<p>3.募集方法</p>	<p>・申請者は、所定の「助成金申込書」(本募集要項に添付)を以下の書類を同封のうえ提出してください。</p> <p>(1)グループの概要が分かる資料(例:会則や前年度の事業内容が分かる事業報告書・会報等)</p> <p>(2)購入される備品のカタログ、見積書</p> <p>応募要領・助成申込書は三井住友信託銀行のホームページからも入手できます。尚提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。</p> <p>・応募期間:2022年4月1日(金)～2022年5月31日(火) (当日の消印有効)</p> <p>・申請書類の提出先:下記提出先あてに郵送</p>
<p>4.選考・決定及び通知</p>	<p>(1)選考はこの公益信託に設置している運営委員会にて審議し決定します。</p> <p>(2)選考の結果は、決定後すみやかに書面で通知します。</p>
<p>5.給付時期・方法</p>	<p>(1)給付時期:2022年7月下旬頃支給予定</p> <p>(2)給付方法:ご指定の銀行等の口座に振込みます。</p>
<p>6.報告</p>	<p>助成金を受けた個人・団体は、その活動報告(含む助成金使途報告)をこの公益信託の受託者宛、所定の用紙にて報告いただきます。</p>

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1
 三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ
 公益信託加藤記念老人福祉基金 申請口

TEL 03-5232-8910 (受付:平日9時～17時) FAX 03-5232-8919

申請書掲載URL <https://www.smtb.jp/personal/entrustment/public/example/list>

《 ご参考 :過去の助成事例 》

これまでは、以下の活動に対する諸必要品購入等に助成を行いました。

申請の参考にしてください。

なお、ご不明な点等ございましたら、前記「申請書の提出先・照会先」までご照会ください。

1. 地区社会福祉協議会に対し、グラウンドゴルフ大会実施のための、用具、テーブル・椅子等の備品に対する助成
2. 地区社会福祉協議会に対し、高齢者サロン等で利用する CD ラジカセ購入に対する助成
3. ボランティア団体が地域の高齢者のふれあい交流を広げる書道教室、絵手紙教室等各種活動に活用するための彫刻機購入に対する助成
4. 地区社会福祉協議会に対し、ふれあい会食事業で必要な冷蔵庫・炊飯器等の購入に対する助成
5. 地域で高齢者がくつろげるコミュニティスペース提供を行う団体に対し、映画上映会等開催に必要なプロジェクタ等購入に対する助成、

(※) 公益信託とは

個人の方が公益活動のために財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、信託銀行に財産を信託し、信託銀行は公益信託契約で定められた公益目的に従ってその財産を管理・運用し、公益活動を行う制度です。

以上